

新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月20日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第14号

新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成8年新潟市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1中備考5を削り，備考6を備考5とし，同表備考7中「備考6」を「備考5」に改め，同表備考7を同表備考6とする。

附 則

この条例は，平成30年4月1日から施行する。